

個別品目の関税率等の見直し

平成30年11月6日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1

ヘキサメチレンジアミン及びその塩の関税率の見直し

1. 経緯

ヘキサメチレンジアミン及びその塩^{えん}はナイロン繊維の原料として使用される化学物質である。ヘキサメチレンジアミン由来のナイロン繊維は耐熱性、強靱性、耐薬品性等に優れているため、自動車のエアバッグ基布等に使用されている。安全性の観点から高い品質が求められるナイロン繊維を用いたエアバッグ基布については、日本企業が50%近い世界シェアを維持している。

近年、需給の逼迫によりヘキサメチレンジアミンの価格が上昇する中、海外において相対的に安価なポリエチレンテレフタレート（PET）を使用したエアバッグ基布生産に向けた動きがみられ、今後、さらなる競争の激化が予想されることから、国内ナイロン繊維メーカーの国際競争力を高め、エアバッグ基布市場における日本企業の優位性を維持するため、ヘキサメチレンジアミン及びその塩に適用される関税（基本税率）を無税とするよう要望がなされている。

2. 検討

当該品目は国内使用量のうち約6割が輸入品となっており、残りの約4割については国内ナイロン繊維メーカーが自社生産を行っているところ、国内ナイロン繊維メーカーとしても、ナイロン繊維を製造するに当たり、自社生産分では足りず、輸入に多くを依存する状況にあることから、関税無税化に賛同している。

こうしたことを踏まえ、国内ナイロン繊維メーカーの国際競争力維持のため、ヘキサメチレンジアミン及びその塩に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

ヘキサメチレンジアミン及びその塩に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

2 海藻製品の分類変更への対応

1. 経緯

海藻製品は、のりやひじき等の海藻を原料とした調製品であり、焼きのり、味付けのり、のりの佃煮、ひじき煮等が含まれる。我が国の沿岸の零細漁業者の主要な生産品であり、国内産業保護の観点から関税率が設定されている。

現行の関税率については、砂糖を加えてあるかどうか、ひじきかその他のものか等により、以下のとおり異なる税率が適用されている。

- ・砂糖を加えたもの（しょ糖の含有量 50%未満）：28%（基本税率）
- ・砂糖を加えたもの（しょ糖の含有量 50%以上）：29.8%（協定税率）、0%（特別特惠税率）
- ・砂糖を加えてないもの（ひじき）：17.5%（協定税率）、10%（一般特惠税率）、0%（特別特惠税率）
- ・砂糖を加えてないもの（ひじき以外）：25%（基本税率）

これまで、海藻製品は第 2106.90 号（その他の調製食料品）に分類されていたところ、平成 28 年 10 月の HS 委員会（関税分類の国際会議）において、焼きのり及び味付けのりが第 2008.99 号（植物の調製食料品）に分類決定され、本年 1 月に当該決定が正式に承認されたことから、国内において、海藻製品を第 2008.99 号に分類変更する必要があるが、引き続き国内産業を保護する観点から、現行税率が維持されるように、税率の移替えが要望されている。

2. 検討

HS 委員会の決定に従い、単純に旧分類（第 2106.90 号）から新分類（第 2008.99 号）に分類変更した場合、新分類の実行税率が 12～16.8%となっていることから、これまでの海藻製品の実行税率（17.5～29.8%）を下回る水準となる。

引き続き、国内産業を保護する必要があることから、第 2008.99 号に分類変更される海藻製品に対し、税細分を新設した上で、現行の第 2106.90 号と同じ水準の関税率を設定することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

新分類（第 2008.99 号）に分類変更される海藻製品に対し、税細分を新設した上で、現行（第 2106.90 号）と同じ水準の関税率を設定することが適当ではないか。